

貸出条件緩和債権と要管理先(合実・実抜・基準金利)

要管理先

要注意先のうち、3ヶ月以上延滞**又は**貸出条件を緩和している債務者

貸出条件緩和債権

債務者の**経営再建又は支援を図る**ことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び**3カ月以上延滞債権に該当しないもの**

貸出条件緩和債権の判定基準…**基準金利**

貸出条件緩和債権関係**Q & A(問2)**

貸出条件緩和債権の判定基準は、①再建・支援目的で貸出条件の改定等が行われ、**かつ**、②**信用リスク等に見合ったリターン**が確保できていない場合であるかどうかである。

その判定に必要となる**基準金利**とは、**信用リスク等に見合ったリターン**が確保できているかどうかの判定に当たり、貸出条件緩和債権に対する適用金利と比較するためのもの

→①**貸出条件の改定等が行われても②基準金利以上の融資(リターンを確保できている)**

→**その他要注意先(金融検査マニュアルの要注意…金利減免等)**

実抜計画→貸出条件緩和債権に該当しない。

中小企業編(事例25)

特に**実現性の高い抜本的な**経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は**貸出条件緩和債権には該当しないもの**とされており、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕(5. 貸出条件緩和債権(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準二.)を参照することとされている。

合実計画を実抜計画と看做す

中小企業編1.債権の分類方法 検証ポイント ホ

「**合理的かつ実現可能性の高い**経営改善計画」という。)が策定されている場合には、当該計画を**実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。**

貸出条件緩和債権と要管理先(合実・実抜・基準金利)

●合実計画

破綻懸念先と経営改善計画

金融検査マニュアル ③破綻懸念先 自己査定結果の正確性の検証

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は**要注意先**と判断して差し支えないものとする。(略)

イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として**概ね5年以内**であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、経営改善計画等の計画期間が**5年を超え概ね10年以内**となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね**8割以上**確保されていること)であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

ロ. 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として**正常先となる計画**であること。ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、**自助努力**により**事業の継続性**を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が**要注意先であっても差し支えない**。

ハ. 全ての取引金融機関等(被検査金融機関を含む)において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、**正式な内部手続を経て**合意されていることが文書その他により確認できること。

ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等(被検査金融機関を含む)が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できれば足りるものとする。

ニ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、**債権放棄**、**現金贈与**などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。

なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。

貸出条件緩和債権と要管理先(合実・実抜・基準金利)

●実抜計画

貸出条件緩和債権関係Q & A(26)(27)(28)

●(26)抜粋

経営再建の「終了」時点ではなく計画に沿った金融支援の「**実施**」時点における当該経営再建計画に基づく**貸出金はすべて貸出条件緩和債権には該当しない**と考えて差し支えない

●(27)

「実現可能性の高い」の要件として、

(1)「一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。」

(2)「二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。」

(3)「三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。」

→「売上(高)」＝「事業の継続性と収益性の見通し」と「利益」＝「キャッシュフローによる債務償還能力」を重要視しており、主な検証ポイントとして例示

●(28)「抜本的な」の要件として、

(1)「**概ね3年**(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が**正常先**となることをいう」

→「私的整理に関するガイドライン」においては「経常黒字化・実質債務超過解消」が求められている

(2)「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと」

要注意先・破綻懸念先のまとめ

破綻懸念先と経営改善計画

金融検査マニュアル ③破綻懸念先 自己査定結果の正確性の検証

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は**要注意先**と判断して差し支えないものとする。

